

地域振興事業を募集

目指そう 地域の特徴を生かしたまちづくり

市民活動推進課 ☎(50)1261



平成26年度地域振興事業 健康セミナー

織している団体（NPO法人なども可）

◇政治活動、宗教活動および営利活動を目的としない団体 など

■対象事業

◇福祉、まちづくり、環境その他の分野に係る地域の身近な課題を解決しようとする事業

◇市民生活の福祉、利便性、快適性などの向上に直接寄与し、個性豊かな住みよい地域社会を構築するための事業

◇地域の特徴を生かした産業振興のための事業

◇地域づくりに有効な助言や提案を受けるための事業

■補助金交付決定の日から平成28年3月31日までに終了する事業

■事業例

高齢者の生きがい創出、子育て支援、伝統芸能の保存・継承、安心・安全な地域づくりの推進、生活環境の改善、景観づくりの推進、青少年健全育成、地域資源を活用したイベント、地域の特徴を生かした産業振興、講師を招へいしての地域づくり など

■応募要件

◇団体の代表者が市内在住・在勤・在学中で、満20歳以上の者2人を含む、5人以上で組

体は、申請当時の要綱に基づく経過措置として3回まで

■補助額

対象経費の10分の9（2回目は10分の8、3回目は10分の7）以内とし、上限は1団体20万円

■決定方法

地域振興事業審査会による公開審査を行い、市長が決定

■応募方法

募集要項をご覧の上、申請書類に必要事項を記入し、必要書類を添付して、5月8日（金）（必着）までに市民活動推進課へ提出してください（各支所管理班を経由して提出することも可能です）。

■募集要項などの配付

募集要項および申請書類は、市民活動推進課、各支所にて配布します。また、市ホームページからもダウンロードできます。

http://www.city.katori.lg.jp

消費生活センター通信 No.11

消費生活センター ☎(50)1300

気をつけて！バイナリーオプション

事例

投資関係のブログで、「バイナリーオプションで簡単に大もうけできた」という書き込みを見た。短期間で利益が出るようだったので、業者のサイトに自分の口座を作り、クレジット決済で8万円を入金した。その後5～6回取り引きし、プレゼントと合わせると口座残高が約10万円となった。しかし、その業者が無登録業者であるという情報をインターネットで見つけたため、不信感を抱き、最初に入金した8万円の引き出しを業者に申し入れたが、お金が戻ってこないまま連絡が取れなくなってしまった。

ひとことアドバイス

- バイナリーオプションはリスクが高い取り引きで、為替相場などが上がるか下がるかを予想するものです。当たれば一定額を受け取り、はずれば投資したオプション料の全額を失います。
- 短期間に繰り返し取り引きできるため、気付かないうちに損失が大きくなることもあります。
- トラブルが多いのは海外の無登録業者との取り引きです。契約の前に登録業者であるか、登録の有無を金融庁のホームページで確認しましょう。
- 困ったときは消費生活センターに相談ください。

入札参加資格審査申請の随時受け付け

財政局 ☎(50)1207

平成27年度に市が発注する建設工事、測量・コンサル、物品、委託の入札に参加を希望する法人などは、入札参加資格審査を受け、香取市入札参加資格者名簿に登録されることが必要です。

随時申請の受け付けを開始しますので、希望する法人などは申請してください。なお、業種の追加も同様に受け付けます。

■申請受付期間
第1回 4月16日(木)～5月15日(金)

■名簿登載日
7月1日(水)

※引き続き第2回目以降の受け付けを行います。詳細は入札参加資格審査申請マニュアルなどで確認ください

■名簿登載期間
名簿登載日～平成28年3月31日(木)

■申請方法
①ちば電子調達システムにより電子申請を行います。

※電子申請にICカードは使用しません
②電子申請の手続き終了後、各種申請書を印刷し、必要な添付書類と併せて、千葉県電子自治体共同運営協議会（共同受付窓口）へ郵送で提出してください。

■その他
市へ申請する場合は、香取広域市町村圏事務組合、香取市東庄町病院組合への提出は必要ありません。

被災者住宅再建資金利子補給事業 申請期間を1年延長

都市整備課 ☎(50)1214

平成27年3月31日までに融資の実行を受けた人を対象としていた申請期間を1年間延長し、平成28年3月31日までとします。

■助成期間
借入日から5年以内
■助成対象借入限度額
500万円以内
■助成率
年2・0%（ただし、融資金利が年2・0%未満の場合はその金利）

この事業は、東日本大震災により自ら居住していた住宅に被害を受けた被災者またはその親族が「被災した住宅の修繕」または「市内で新たな住宅の建設・購入」のために100万円以上の資金を金融機関から借り入れた場合、返済利子を助成するものです。助成対象、提出書類など、詳しくは問い合わせください。

■申請期限
◇借入資金に係る第1回目の返済予定日が平成27年中の場合：12月28日(月)まで
◇借入資金に係る第1回目の返済予定日が平成28年1月1日から3月31日の期間内の場合：平成28年3月31日(木)まで

液状化等被害住宅再建支援事業 補助金申請期間を1年延長

社会福祉課 ☎(50)1209

東日本大震災における液状化等被害住宅再建支援事業補助金の申請期間を1年間延長します。

住宅以外で、液状化などの地盤被害を受けた市内の一戸建ての住宅を解体した場合 ※被災者生活再建支援金（国制度）との併給はできません。対象となる工事などには要件がありますので、詳細は問い合わせください

■対象（いずれもアパート不可）
◇「半壊」の被害を受けた住宅を補修した場合
◇液状化などの地盤被害を受けた「半壊」または「一部損壊」住宅の地盤を復旧した場合

■申請期限
工事完了後の実績報告を含め、平成28年4月11日(月)まで

◇震災時に本拠としていた住

め、平成28年4月11日(月)まで